

指定管理者募集要項等に関する質問書と回答（追加）

項	資料	件名	質問	回答
40	算定基礎	中央図書館「図書館指定管理料算定基礎」	<p>一般廃棄物処理委託・産業廃棄物処理委託・エレベーター保守点検委託・資源ゴミ回収・手洗所防臭装置についてはH29年度まで経費が計上されています。これらについては委託先・金額は決定しているとの理解でよろしいのでしょうか。</p> <p>またこの場合、提案金額にはどのような形で反映させたらよろしいのでしょうか。</p>	<p>中央図書館についてお見込みのとおりです。なお、一般廃棄物、産業廃棄物、資源ゴミ改修委託については、中央図書館が全館分を一括して回収し実績額を支払います。また、業者指定ではありません。</p> <p>追加 「図書館指定管理料算定基礎」の「平成25年度以降の必須の経費有無」が「○」になっているものの内、事業者決定後に協議の上、指定管理事業者の提案によって経費の減額、委託事業者を変更する場合があります。ただし、応募書類の申請書類については、提示された条件で指定管理料を積算すること。 また、現在廃棄物処理、資源ごみ回収などは中央図書館一括負担として経費の計上されていますが、事業者決定後に複数の事業者が指定管理者に指定された場合など、業務分割によって経費をグループごとに分割する場合もあります。</p>